

日本籍内航船舶に対するシップリサイクル規則の適用に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、日本籍内航船舶に対するシップリサイクル規則の適用に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、シップリサイクル規則／同検査要領（日本籍船舶用）である。なお、本改正は、2026年7月1日から適用される。

2. 改正の背景

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（HONG KONG INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFE AND ENVIRONMENTALLY SOUND RECYCLING OF SHIPS, 2009）が2025年6月26日に発効した。本会は同条約を既に本会規則に取入れている。

国際航海に従事しない総トン数500トン以上の船舶については、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）にてリサイクル実施時に有害物質一覧表を備えること及び検査を受けることが要求されている。

このため、シップリサイクル規則に国際航海に従事しない総トン数500トン以上の船舶への適用を定めるため、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

国際航海に従事しない総トン数500トン以上の船舶に関して、有害物質一覧表及び検査等に関する事項を規定した。主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 建造時に有害物質一覧表第I部を可能な限り備える旨規定
- (2) リサイクルが決定された場合は最終検査までに完成した有害物質一覧表を備える旨規定
- (3) 検査の種類、実施及び時期並びに検査の要件について規定